

## 平成28年第2回(6月)定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
諮問第4号	公の施設を利用する権利に関する処分に係る異議申立てについて	棄却することが適当 (全員一致)	6月1日

### 審査の状況

① 平成28年5月27日 (議案審査)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○若江 まさし 伊藤 順一 井上 聖  
北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎 三宅 浩二

② 平成28年6月1日 (議案審査)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○若江 まさし 伊藤 順一 井上 聖  
北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎 三宅 浩二

③ 平成28年6月3日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○若江 まさし 伊藤 順一 井上 聖  
北野 聡子 田中 こう 三宅 浩二  
・欠席委員 富川 晃太郎

(◎は委員長、○は副委員長)

平成28年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

諮問第4号 公の施設を利用する権利に関する処分に係る異議申立てについて

議案の概要

宝塚第一小学校第一地域児童育成会又は第二地域児童育成会への入所募集に対して、定員を上回る申請があったため、審査基準に基づき審査し、異議申立人に対して待機順位を示して入所待機通知を行ったところ、現行の審査基準は、総勤務時間及び就労形態を考慮しない点で不公平なものであり、また、兄弟入所に関して配慮されていないとして、当該審査基準の見直しと再審査を求めて異議申立てがあったもので、当該異議申立てに対する決定をするに当たり、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第34条の規定による改正前の地方自治法第244条の4第4項の規定により、議会に諮問するもの。

(異議申立ての趣旨)

本件の処分を取り消し、審査基準を見直した上で再審査を行い、入所決定処分を求めるもの。

論 点 市長見解の妥当性について

<質疑の概要>

問1 異議申立てに至るまでの市の対応はどうであったか。

答1 入所待機通知書を郵送後、電話にて異議申立人から、兄弟一緒に入れたかったが、なぜ兄は待機になったのか問い合わせがあり、市の審査基準等を説明して、あわせて民間の放課後児童クラブであれば兄弟入所が可能であることを案内した。これに対し、仮に弟が民間の放課後児童クラブに入所すればどうなるのか確認があったため、弟の方は入所辞退の扱いとなる旨、説明した。

その後、5日ほど後に、同地域の自治会長や当該児童の祖母からも兄弟入所できないかを問い合わせる電話があり、同様に市の審査基準を説明した。

問2 市域全体では学校によって地域児童育成会の定員にあきが出ている学校がある。校区外で地域児童育成会に入所はできないのか。

答2 放課後児童クラブの行き帰りは、児童が各自で行き、児童だけで帰宅する必要があり、また、小学校からも校区外には児童だけで出ないようにとの指導もある。このようなことから総合的に判断して、校区を越えての入所は認めていない。

問3 異議申立人は現状の審査基準を変えて欲しいという思いがある。背景には地域児童育成会の定員が一部の小規模校を除き、同じ80名を定員としている現状があ

る。市は学校規模による格差をどう考えているのか。

答 3 学校の敷地内にある地域児童育成会に希望者全員を入所させることができればよいが、学校内での場所の確保など限界がある。そのような実情も踏まえて 5 年前に、最大 80 名までは直営で受け入れ、それ以上は民間の力を借りて待機児童を解消していこうという方針を決めて、取り組みを進めている。

問 4 兄弟入所についての考え方は。

答 4 兄弟入所を配慮すると、高学年の児童が入所できて低学年の児童が待機になる恐れも出てくる。受け入れは小学校 6 年生まで拡大されたが、限られた定員の中、入所児童を決定していかなければならないため、まずは低学年及び特別な支援を要する児童を優先している。

問 5 放課後児童クラブの市全体の定員は公設と民設をあわせて合計 2,079 人で、現状の受け入れを 1,862 人としているが、今年度も待機児童が計 9 人でている。校区の問題もあるが、市は保護者のニーズをどう反映しているのか。

答 5 市は待機児童がでないよう、予測を立てて民間事業者の誘致等を検討しているが、予測と実際の入所状況については、毎年、学校ごとに遍在性がある。今後もそういった状況やニーズを検証しながら取り組んでいきたい。

問 6 異議申立人は変則勤務が考慮されておらず不利だと主張している。指数点の算定ではどうだったのか。

答 6 異議申立人の勤務時間は基本的に午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分であり、退勤が午後 8 時までの長時間勤務もあれば、短時間勤務の日もあった。この短時間勤務の日の実績で指数点が下がることになった。

問 7 保護者が夜間勤務の場合、日中は在宅だが、睡眠をとることになる。この場合は指数点に考慮されるのか。

答 7 ささまざまな勤務形態がある。昼夜が逆転するような夜間勤務の保護者に関しては、日勤と同じような扱いで指数点を算定している。

問 8 夜間勤務を配慮していることを、決定通知書に記載すべきではないか。

答 8 どこまで例外的な勤務形態を記載するのか判断が難しく、個別に決定通知書に記載することは困難ではあるが、基本としてどのような考えのもとに指数点をつけているか、わかりやすいように伝えている。異議申立人の場合は、昼夜逆転する勤務形態ではなかったため、あえて触れなくても理解できるとして記載はしていない。

問 9 仮に今回の異議申立てを認めると、他に与える影響はどうか。

答 9 仮に異議申立てを認めるとすれば、宝塚第一小学校にかかわるすべての児童に影響がでる。地域児童育成会については、現在入所している児童 80 名すべてを新しい審査基準のもとで再審査することになるため、結果として、新たに入所可能な児童がでてくる一方で入所許可が取り消しになる児童もでてくるなど、影響は大きい。実態としては入所中の児童に配慮する必要があるため、年度中の基準変更は難しい。

問 10 すべての人が希望する放課後児童クラブに入所できる対策をとるべき。現状で審査基準を見直したり整理するところはあるのか。

答 10 今年度は審査基準の変更は考えていない。子育て関連の制度はどんどん変わってきている。これまでも小学校 4 年生まで、小学校 6 年生までと受け入れを見直した経緯もある。より誰もが納得できる方法があれば次年度に向けて見直していきたい。

問 11 待機児童になるかどうかは、保護者の生き方にも影響がでてくる。以前、通勤時間の算定において異議申立てがあった。この時の申立てが、その後、指数点の算定で配慮されるようになった。現状では保護者の変則勤務がふえてきている。今後、日曜日に勤務する状況も配慮できないか。

答 11 現在の地域児童育成会の土曜日の開所状況からみると利用者は少ないと思われる。ニーズやコスト面から日曜日の開所は難しい。意見として受け止めたい。なお、日曜日勤務については、指数点としては算定していないが、同点で並んだ場合、配慮している。

問 12 大規模校や規模の大きめの学校については、4 年生以上の児童は公設の育成会に入所せず民設に入所している。事実上、4 年生以上は公設に入れないととられるのではないか。

答 12 放課後児童クラブについては、公設と民設をあわせた校区内で待機児童の解消に努めている。その中で公設の地域児童育成会は定員 80 名の方針で進めており、やむを得ないが高学年が結果的に民設へ入所することになっている。

問 13 放課後児童クラブにおいて、公設と民設で格差があるのか。保護者に公設が良くて民設が下だという感覚があるのではないか。

答 13 公設はこれまでの歴史があり、実績の面から安心感がある。民設は歴史が浅いため、不安を抱かれることがあるが、市としては民設に公設と同じ水準を保っていただくよう依頼し、市から補助金も出している。

問14 審査基準を毎年見直しているが、基準とは何なのか。

答14 限られた定員をどう判断していくかということで、恣意的に決めるのではなく客観的に同じ基準を全員に適用することで公平な入所順位を決めている。

問15 子どもの安全な居場所づくりという面から考えると保護者側の感覚と実際に運営している市との間にずれがあるのでは。多くの保護者が学校規模と地域児童育成会の定員がなぜ現状にあってないのかと思っている。

答15 待機児童が既に発生している状況ではあったが、ここ数年で市では国の新制度に対応するため、条例改正して受け入れを小学校6年生まで拡大する必要がある、小学校4年生から6年生の安心して過ごせる場所を校区内で確保することが課題となった。まずは公設と民設のどちらにいても問題のないようにすべきであり、サービスが同水準であることを確認していく必要がある。また、保護者の思いも踏まえ、どの放課後児童クラブにいても子どもたちが安心できる居場所であるよう取り組んでいきたい。

問16 審査は2月から3月に行われるが、その後、年度途中で申請書の記載事項の状況が変わったり、記載内容に虚偽があったなど、入所順位が入れ替わるようなことはなかったか。

答16 原則は書類で審査している。これまで虚偽記載という事例はなかったが、年度途中で人事異動や転職などで勤務状況が変わることはあった。この場合は児童への影響を考慮し、年度中はそのままとした。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	棄却することが適当（全員一致）